

女性専用車両に関する論争

栗田汐里

これまでの考察

- 女性専用車両導入後の痴漢被害減少
2001年 112件→2005年 78件（地下鉄御堂筋線）
- 電車以外にも女性専用の空間が増えつつある（例：レストラン、プリラクコーナー）
- 一方で男性に不快感を与え、男性差別へと繋がっている

女性専用車の利用対象

- 鉄道営業法34条2号
婦人の為に設けた待合室及車室等に男子妄に立ち入りたる時、十円以下の料りに処す
→法的拘束力無し（国土交通省）
- 国土交通省の見解
→男性障がい者、その男性介助者も利用可能

しかし・・・

- 鉄道会社によって乗車に関する説明が異なる
女性以外にも利用可能の旨を掲載している会社
→関東：全17会社
→近畿：全12会社のうち4会社のみ
- 乗車位置に明示している会社
→関東：調査した15会社のうち14会社
→近畿：全12会社のうち6会社（総務省 報道資料）

問題点

- 男性排除への強い強制力
- 障がい者が利用しにくい
- 鉄道会社の判断に委ねられすぎている
- 心の性、見かけの性

解決案

- 男性の障がい者、介助者も乗車できることを周知する（鉄道会社で表記を揃える）
- あくまでも鉄道会社によるサービスの一環であることを再認識
- 痴漢の悪質さを広める
- 満員電車にならないようにする

参考文献

- 総務省 報道資料
http://www.soumu.go.jp/main_content/000401120.pdf